

第30回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月20日（金）午後1時30分から午後2時40分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
鈴木進吉推進委員、青木幸一推進委員、大垣秀夫推進委員
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について

報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要

令和元年12月20日（金）【午後1時30分開会】

●局長 定刻になりましたので、令和元年度第30回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。

定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 師走のお忙しい中ありがとうございます。今年は4月に新元号の発表があり、5月1日より新元号となりました。即位礼正殿の儀のお祝い、ラグビーワールドカップの歓喜、また大雨による災害等ありましたが、来年は災害のない良い年であればいいと思います。また、7月19日には現在の委員の任期満了となりますので、来年には地区ごとの説明会も開催していきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 それでは、4番 篠原正明 委員、5番 大橋幸子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページ、2ページをご覧ください。

- 11月20日（水）壬生農業振興地域整備促進協議会が役場第2会議室において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、また、鈴木進吉推進委員が認定農業者協議会、中嶋幸平推進委員が農事部の代表で出席いたしました。
- 11月26日（火）下都賀地方農業委員会会長総会並びに職員事務研究会総会が、下都賀農業振興事務所において開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。

- ・ 11月28日（木）全国農業委員会会長代表者集会及び県選出国會議員等に対する要請活動が東京都メルパルクホール及び衆議院第2議員会館において開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。
- ・ 11月29日（金）県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と堀主幹が出席いたしました。
- ・ 11月30日（土）ゆうがおマラソン大会無料配布用壬生菜の収穫、袋詰めが梁島会長の農地及び会長宅で行われ、記載のとおり、農業委員8名と推進委員10名、事務局より私と岡補佐が参加いたしました。
- ・ 12月1日（日）ゆうがおマラソン大会壬生菜無料配布が、総合運動公園陸上競技場において行われ、記載のとおり、農業委員9名と推進委員11名、事務局から私と岡補佐が出席いたしました。
- ・ 改めて記載はしていませんが、昨年同様、学校給食に壬生菜を使っていたため、12月3日（火）に梁島源智会長と青木幸一委員長が刈り取りをして、岡補佐が稲葉小学校に届けましたことを報告いたします。
稲葉小学校・藤井小学校・羽生田小学校の給食のけんちん汁に入れて、おいしくいただきましたと報告を受けています。
- ・ 12月16日（月）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場第2会議室及び現地において開催され、大橋幸子農業委員、清水利通農業委員、大久保幸雄農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。 以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書3ページからの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

12/5（木）締切りの時点で、4件ございました。議案に従いまして第1項か

ら順にご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (栃木市) 自作地 39畝

譲受人 _____ (上町) 自作地 166 借受地 275畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字下馬木東 田 1749㎡

壬生町大字壬生乙字下馬木東 田 251㎡

合 計 2000㎡

売買による所有権移転 (_____円/10a) 稼動 2人

第2項

譲渡人 _____ (鹿島) 自作地 58畝 貸付地 21畝

譲受人 _____ (鹿島) 自作地 249畝 借受地 21畝

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字雷電 田 1008㎡

壬生町大字下稲葉字雷電 田 1140㎡

壬生町大字下稲葉字清水 田 783㎡

壬生町大字下稲葉字清水 田 16㎡

壬生町大字下稲葉字清水 田 588㎡

壬生町大字下稲葉字清水 田 9.91㎡

壬生町大字下稲葉字清水 田 188㎡

壬生町大字下稲葉字清水 田 426㎡

壬生町大字下稲葉字清水 田 482㎡

壬生町大字下稲葉字清水 畑 379㎡

合 計 5019.91㎡

売買による所有権移転 (_____円/10a) 稼動 3人

第3項

譲渡人 _____ (安塚2-2) 自作地 115畝

譲受人 _____ (上田2) 自作地 118畝

(土地の表示)

壬生町大字安塚字前田 田 548㎡

売買による所有権移転 (_____円) 稼動 2人

第4項

譲渡人 _____ (福和田) 自作地 114畝 貸付地 24畝

譲受人 _____ (福和田) 自作地 116畝 借受地 12畝

(土地の表示)

壬生町大字福和田字東台 畑 366㎡

壬生町大字福和田字東台	畑	261㎡
	合計	627㎡

売買による所有権移転（_____円/10a） 稼働2人

・・・なお、第1項から第4項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明いたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

●6番 清水利通 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件について、去る12月12日に譲渡人の妹_____氏立会いのもと、刀川正己農業委員、細井秀男農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について、去る12月12日に、譲受人_____氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、中嶋幸平農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○1番 琴寄成人 委員

売買価格が低いようですが、何か理由がありますか。

○3番 早乙女誠 委員

砂利を掘ったところなので、そうなったようです。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 大久保幸雄 委員

●7番 大久保幸雄 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項の案件について、去る12月13日に、譲受人_____氏立会いのもと、篠原正明農業委員、中川義人農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただ

いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第4項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第4項の案件について、去る12月16日に、譲受人 _____氏 立会いのもと、大久保幸雄農業委員、大橋公一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。
チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。
-

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書5ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

12/5（木）締切りの時点で、申請が2件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

譲渡人 _____（福和田）
_____（上表町）
_____（第三）
_____（第三）
_____（第三）
_____（第三）

譲受人 _____（東京都）

（土地の表示：_____）

壬生町大字壬生乙字今井西田	田	59㎡
壬生町大字壬生乙字今井西田	田	261㎡
壬生町大字壬生乙字今井西田	田	93㎡
壬生町大字壬生乙字今井西田	田	190㎡
壬生町大字壬生乙字今井西田	田	125㎡

（土地の表示：_____）

壬生町大字壬生乙字今井西田	田	109㎡
壬生町大字壬生乙字今井西田	田	117㎡
壬生町大字壬生乙字今井西田	田	88㎡
壬生町大字壬生乙字今井西田	田	99㎡

（土地の表示：_____）

壬生町大字壬生乙字今井西田	田	33㎡
壬生町大字壬生乙字今井西田	田	135㎡

（土地の表示：_____）

壬生町大字壬生乙字今井西田	田	71㎡
---------------	---	-----

（土地の表示：_____）

壬生町大字壬生乙字今井西田	田	29㎡
---------------	---	-----

（土地の表示：_____）

壬生町大字壬生乙字今井西田	田	337㎡
合 計		1746㎡

太陽光発電設備敷地 所有権移転 売買

第2項

賃貸人 _____ (下坪)

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字櫛林	畑	2 7 9 0 m ²
壬生町大字助谷字櫛林	畑	2 8 9 2 m ²
	合 計	5 6 8 2 m ²

園芸用土採取 賃借権の設定1年間

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る12月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の5番 大橋幸子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 大橋幸子 委員 (1項の件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、12月16日(月)に私と 清水 利通委員、大久保 幸雄委員、大垣 仁美 事務局長、堀 靖久 主幹の5名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は _____ から南に約300メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、310ワットのパネル300枚、合計出力93キロワットの太陽光発電施設を予定しております。なお、事業資金については、借入で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 大橋幸子 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から北に約30メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がり10haを超えるため第1種農地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大1.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にあります_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は東京都練馬区の_____の板橋区内の工事現場から調達予定であります。

なお、転用実績調書では、前々回地は農地に復元完了、前回地は埋め戻しまで終了し表土復元が90%の進捗となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、12月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件についてご説明します。

12/5（木）締切りの時点で、申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

貸與人 _____（下表町） _____（第三）
貸借人 有限会社 _____ 取締役 _____（壬生町）

（土地の表示：_____）

壬生町表町 畑 236㎡

（土地の表示：_____）

壬生町表町 畑 772㎡

合 計 1008㎡

当初許可日 1978-4 平成30年9月10日付、壬農委指令第5-58号
1977-1 平成30年9月10日付、壬農委指令第5-59号

農産物直売所農産物加工所 土地利用計画 レイアウト変更

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る12月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 5番 大橋幸子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 大橋幸子 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ12月16日（月）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北東に約400メートルに位置し、立地基準としては、農地の集团的広がり10haを超えるため第1種農地に該当します。令和元年9月10日付、壬農委指令第5-58号及び第5-59号にて既に許可を受けた

農産物直売所・加工所について土地利用計画におけるレイアウトの変更申請となります。理由書によると、当初直売施設の売り上げを重視したレイアウト設計に基づき事業を計画しましたが、来客用の駐車場及びその導線の確保のため建物の規模・レイアウトについて再検討した結果、今回の変更申請に至ったということであり、なお、事業変更に伴う転用面積及び資金計画については変更なしということであり、栃木土木事務所との協議は済んでいるということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しており、届出が遅れてしまった件について顛末書が添付されていることから調査委員会としましては、追認やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

レイアウト変更ということですが、内容はどのようなことですか。

○事務局 堀主幹

当初、申請地の一番南側に沿った形で直売所・加工所等を予定していましたが、事業計画変更によりまして、北側の太い道路に面した場所に直売所のレイアウトを変更したということです。建物の規模に関しても、1坪ぐらい小さくなっている形となっています。補足ですが、建物についてはすでに建て始めていて、来週ぐらいにはすでに出来上がってしまうというような状況となっています。そのため、今回追認という形で申請が出ております。

○8番 大橋好一 委員

この_____さんについては、前回転用した時にも計画と違うことをやっていたようでしたよね。今回も申請前に建物を建ててしまったということで、2度も同じことをやっているというのは、申請とか許可に対して軽視しているところがあるのじゃないでしょうかね。次回、申請等が出たときにはきちんと順を得た手続きのやり方、顛末書とか追認とかではなくてやっていくべきではないかなと思います。

○事務局 堀主幹

当初の計画では、去年の8月ごろ許可が出て、直売所を建てる予定のところ、_____を作って、直売所を建てる様子がなく、その後_____を撤去して、今回申請に基づいて建て始めたのですが、実際建てはじめたら、当初の計画と違う場所だったということです。申請地の東側の方、直角三角形になっている所が昨年鉄板を敷いて来客用の駐車場にしてしまったところです。その場所を正式に転用したいとのことなので、それには、まず、今回の建物のレイアウトの違いと、これを是正したうえで、手続きになるんですけど、駐車上の転用については今後できるかどうかわからないんですけど、土木事務所の届けについては相当もめ

ている状況ですので、今後転用申請が出せるのかどうかというのはわからない状況です。

○6番 清水利通 委員

調査委員会の中でも、大橋委員が言われたのと同じ認識で、当時立ち会った方が司法書士さんですが、現場についた時にすでに建物が出来上がっているんですよ。これは何だということで、色々指導もしたわけですけど、現実的には顛末書を出すという、事業計画書を出すにあたっての認識不足だが、いずれにせよ顛末書を出してもらおうというのが調査した結果の調査委員会の結果で、委員長への報告にあったとおりです。

○5番 大橋幸子 委員

土木事務所との確認作業が先に進んでいて、農業委員会には提出が遅れたという兼ね合いのところは、これからいろいろなところで問題となってくるので、そのところは確認しておかないと今後このような事例が出てくると思うので、申請が出てきたときに、変更があるときには必ず変更届を出すようにということを伝えた方がいいかと思いました。

○7番 大久保幸雄 委員

許可申請書の時等に、許可の条件を示してあげないとわかっていない部分もある。土木事務所の建築確認申請は、かなりきつい話もしますから、何かあればいろいろ聞くでしょうが、農業委員会は許可をもらえればそれでもういいんだという安易な考えがあるのだと思う。建物が建っちゃえば壊せとはなかなか言えないので、許可を出すときに変更の時には必ず変更の申請を出してくださいと言わないと必ずまた出てくると思うんですよ。

○議長 今回はすでに建物もたっているので申請を仕方ないとして、今後は厳しく指導していきたいと思います。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件

については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細（新規・使用貸借権）及び（再設定・使用貸借権）に、_____委員が、受け人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書7ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。

議案書8～11ページのとおり、13件・45筆・面積合計が69,272㎡となっております。

利用権の新規、使用貸借権分についてご説明します。

議案書12ページのとおり、3件・9筆・面積合計が8,198㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。

議案書13～17ページのとおり、29件・72筆・面積合計が87,121㎡となっております。

利用権の再設定、使用貸借権分についてご説明します。

議案書18～19ページのとおり、5件・21筆・面積合計が24,154㎡となっております。

所有権の移転分につきましては、議案書20ページのとおり、2件・4筆・面積合計が5,359㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員が受け人となる事案を除き、質疑に入ります。発言の

ある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が受け人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が受け人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、_____委員に退席をお願いします。

(_____委員 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員が受け人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が受け人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が受け人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。清水委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

○議長 次に、日程第6の議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書21ページの議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

新規の利用権設定、賃借権分については22ページのとおり、1件2筆、4,051㎡です。

以上、今案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定を満たしているものと考えます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定した旨、町に回答いたします。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第7「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の23ページの4件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 篠原正明 委員（現地調査の結果報告）

第1項案件について、11月22日に_____氏立ち会いのもと、青木幸一推進委員と現地の確認をし、530番1の土地は昭和45年から、530番8の土地は昭和36年から、それぞれ願出のとおり宅地として利用していることを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 続いて、第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 篠原正明 委員（現地調査の結果報告）

第2項案件について、11月22日に_____氏立ち会いのもと、青木幸一推進委員と現地の確認をし、530番2の土地は昭和36年から、530番10の土地は昭和55年から宅地として利用していることを確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 続いて、第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 早乙女誠 委員（現地調査の結果報告）

11月22日に行政書士の_____氏と、戸崎浅一推進委員と現地の確認をしてきました。_____の土地は平成7年ごろから農産物の直売所として使用していたことを航空写真等とともに確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 続いて、第4項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 早乙女誠 委員 (現地調査の結果報告)

4項案件について、同じく11月22日に、行政書士の_____氏と戸崎浅一推進委員と現地を確認いたしました。平成7年頃より納屋となっていることを航空写真等により確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第4項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

○議長 次に日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の24ページの3件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の25ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第10の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の26ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局（岡補佐）説明

- ・農業委員会の法令遵守の申し合わせについて⇒申し合わせ決議（案）のとおり
- ・令和元年農作業料金、農業労賃に関する調査票について⇒気づいた点等あれば、事務局に連絡

事務連絡

- ・農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、募集に関する説明会の開催について⇒事務局で日程を決め、連絡する。（自治会には回覧）
- ・12月1日壬生菜無料配布の決算報告
- ・農業委員会活動記録簿の提出について⇒来年1月6日までに提出
- ・農業委員会1月総会及農業者年金研修会、昼食会について⇒9時より総会、10時30分頃より研修会、匂香にて昼食会（農業会議講師2人）
- ・令和2年農業用免税軽油申請受付、免税証交付について
- ・農業委員、推進委員手帳について
- ・全国農業新聞カレンダーについて
壬生町は普及目標を60部上回る好成績
農業委員数に対する普及率 県内1位
- ・のうねん11月号について

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

（発言なし）

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第30回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午後2時40分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

4 番 _____

5 番 _____